

2025年度 城東中学校部活動運営方針

城東中学校部活動運営方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）、「三重県部活動ガイドライン」（三重県教育委員会）に基づいて作成したものである。

1. 部活動運営方針の策定にあたって

※三重県部活動ガイドラインより

はじめに

子どもたちは、学校・家庭・地域等、さまざまな場で学びを通して成長していきます。私たちは、子どもたちに、「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現していく力（自立する力）」、「他者と支え合いながら、社会を創っていく力（共生する力）」を身に付けてほしいと願っています。

学校には、子どもたちが自らの人格を完成させ、社会の形成者として健全に成長していくよう、学力や豊かな心、健やかな身体の育成を図る役割があります。

学校教育の一環として行われる部活動は、生徒がスポーツや文化、科学、芸術等の活動を通して楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する貴重な活動であるとともに、体力の向上や他者との協力により、他者を尊重する気持ちや実践的な思考力・判断力、また、責任感や連帯感を育むなど、良好な人間関係を培う場として、生徒の自己実現に大きな役割を果たすものです。

しかしながら部活動は、これまでにも過度な指導や体罰等が問題となり、昨今では過度な練習により、生徒がスポーツ障害を発症することや、顧問教員の時間外労働時間が増え、生徒と向き合う時間を確保できないこと、さらに、競技経験等のない部活動の顧問を任せ負担を感じる教員がいることなど、さまざまな課題が生じています。そのなかで、「もっと上達したい、させたい」「大会等で成果をあげたい」という、強い思いを持ち、部活動にやりがいを感じながら熱心に取り組む生徒や教員、また、その姿を応援する保護者の姿もあります。

国においては、社会・経済の変化や少子化の進展のなか、運動部活動の在り方に関して抜本的な改革に取り組む必要があるとの認識を示すとともに、子どもたちが心身の健全な成長と充実した学校・家庭生活を送ることができるよう、休養日の設定等を中心としたガイドラインの策定を進めています。

三重県教育委員会では、部活動の維持運営にさまざまな課題があるなか、部活動ガイドライン策定委員会を設置し、部活動が学校教育の一環として引き続き行われ、教育的意義や効果が高まるよう、生徒の健全な成長と教員の負担軽減の視点から、さまざまな立場の方に意見をいただき、「三重県部活動ガイドライン」をとりまとめました。本ガイドラインの内容には、国および県内一部市町が既に作成されたガイドライン等に掲げられてきたものや、学校、指導者により、既に取り組まれているものもあると思われます。

本ガイドラインに基づく取組にあたり、引き続き、市町教育委員会のご理解とご協力をいただくとともに、各学校・部におかれでは、校長のリーダーシップのもと、改めて家庭や地域の理解と協力を得ながら、指導の内容や方法等について、必要な検討、見直し、工夫を進め、より多くの生徒が夢と感動を体験できる部活動の運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成30年3月

三重県教育委員会

2. 部活動の目的

- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

指導要領総則より

3. 所属について

- 所属については選択制とする。所属する場合は、原則として3年間継続して活動する。
- 各種協会への登録は城東中学校での登録とする。
 - ・学校外で部活動に代わる体育的・文化的活動に継続的に参加している場合、担任・部の顧問と相談し所属の有無を決定する。
 - ・転部を希望する場合は、担任及び部の顧問と相談し決定する。【転部届提出】
- 体育が見学の場合は、部活動も見学をする。
- 2025年4月現在、城東中学校で活動している部活動は、以下の10部である。

【運動部】

サッカー部、男子卓球部、女子卓球部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、
男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子バレー部、

【文化部】

吹奏楽部、美術・手芸・パソコン部

4. 大会参加について

- 校外のクラブや団体等で活動している生徒が、学校の部活動にも所属している場合、中体連主催の大會（上位大会を含む）においては、部の顧問と相談すること。

5. 活動内容について

(1) 活動時間

- 学級及び生徒会等の活動を優先とし、帰りの学活終了後に開始する。

(2) 終了時刻

- | | | |
|-------------------|-------------|-------|
| ○春夏秋時間 | 4月1日～ 10月中旬 | 16：40 |
| | 3月1日～ 3月末日 | |
| ○冬時間 | 10月中旬～ 2月末日 | 16：30 |
| ○下校完了はS Bの発車時とする。 | | |

(3) 早朝練習について

- 早朝練習は行わない。

6. 休日の活動について

- 練習は、土曜日及び日曜日の午前または午後とする。但し大会前・練習試合・公式試合・コンクール等はこの限りではない。
- 登下校は制服または各部指定の服装とする。
- 特に顧問の先生から指示がある場合を除いて、平常の通学方法とする。
- 公式試合・練習試合で特別に自転車を使用する場合は、必ずヘルメットを着用し、交通安全に気をつける。（ヘルメットのない生徒には顧問から学校のヘルメットを貸し出す。）

7. 活動時の服装・用品

- 運動部の活動時の服装は学校指定の体操服またはユニフォームとする。
- 防寒具は学校指定のウインドブレーカーとする。

8. 部室・更衣室その他の施設の使用

- 部活動の更衣に限って部室を使用する。
- 部活動の更衣は原則として部室で行うものとするが、人数が多い場合は更衣室を使用する。
(外の部は運動場更衣室、体育館の部は体育館の更衣室)
- 部室・更衣室等の施設を最後に使用した者は必ず施錠をする。電灯も確認し、消し忘れのないようにする。（トイレの消灯も）

9. 長期休業中の部活動について

- バスが運行する日を原則とする。ただし、大会等の場合のみ運行日以外でも可。その時の送迎は、
①保護者②自転車③顧問対応の順で行う。

10. その他

- 中間テストの3日前、期末テストの1週間前からは、活動を中止する。
- 毎週水曜日は家庭学習の日とし、基本的には部活動はしない。（学校行事の関係で実施する場合もある。）
- 転部・退部を希望する場合は、担任及び部活顧問と相談の上決定する。【転部・退部届提出】